

令和7年度京都市老人福祉施設指導監査実施要領

1 指導監査の目的

指導監査は、老人福祉法第18条及び社会福祉法第70条その他関係法令に基づき、特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む。）、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（以下「施設」という。）が同関係法令、通知等を遵守し、入所者等に対する適切な処遇及び適正な施設運営を行っているか否かを個別的に明らかにするとともに、本市が積極的に助言又は指導を行うことにより入所者等の処遇の向上及び施設運営の適正化を図ることを目的とする。

また、介護保険法に基づく運営指導と一体的に実施することを基本とする。

2 指導監査の実施方法等

(1) 一般監査

原則として3年に1回は、監査対象施設から別紙1「老人福祉施設関係資料」の提出を求め、その内容等について本市職員が施設に赴き一般監査を実施する。

(2) 特別監査

不正又は著しい不当若しくは基準違反等の疑いを有する施設に対し、関係事項について実施する。

3 一般監査の対象施設

- | | |
|---------------|------|
| (1) 特別養護老人ホーム | 36施設 |
| (2) 養護老人ホーム | 3施設 |
| (3) 軽費老人ホーム | 4施設 |

4 一般監査の確認項目

本年度一般監査の確認項目については、別紙2「確認項目（老人福祉施設）」による。ただし、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ詳細を確認する必要があると認めるときは、この限りでない。

5 指導監査班

指導監査は、原則として、係長職以上の職にある者を班長とし、同班長を含む2名以上の職員をもって監査指導班を編成し実施する。

6 一般監査日程

(1) 別紙1（添付資料を含む。）の提出期限

令和7年7月9日（水）

(2) 一般監査実施日

令和7年7月17日から令和8年3月31日までの期間で別に定める日

7 指導監査結果

- (1) 指導監査の結果、改善を要する事項については、講評を行うものとする。特に是正又は改

善について報告を求める必要がある事項については、指導監査終了後、文書で指導監査結果の通知を行う。

なお、一般監査は、当日に講評を行うものとするが、当日に指摘した事項以外にも追加することがある。

- (2) 施設は、指摘された事項については是正又は改善を図るとともに、文書で通知された事項については、是正又は改善状況を確認できる書面を添えて、指定期日までに文書で京都市長に報告するものとする。
- (3) 適正な運営を欠いていると認められる施設又は、改善指導等に対して必要な改善措置等を講じない施設については、個々の事例に応じ、施設所管課と協議のうえ、老人福祉法第19条及び社会福祉法第71条の規定等により、改善命令等所要の措置を講じるものとする。
- (4) 上記(1)の改善を要すると認められた事項については、必要の都度、一般監査を実施し、確認するものとする。

8 結果の公表

指導監査の結果については、施設名、文書での指摘事項の内容、監査実施日及びその改善状況を京都市情報館ホームページにて掲載するものとする。